

東ドイツの日常生活空間

——ホーネッカー前期時代——

木村明夫

はじめに

東ドイツ（ドイツ民主共和国）は「冷戦の産物」といわれる⁽¹⁾。占領期に、「ソ連から中央統制経済と政治独裁を押しつけられた人工国家」⁽²⁾には、国家的にも政治的にも生来の正統性はなかった。この国家は建国40年後の1989年に崩壊するが、本論で扱うホーネッカー前期とは、ワルター・ウルブリヒトに代って、エーリッヒ・ホーネッカーが最高指導者として登場する1971年から、東ドイツ経済が奈落の底に転げ落ちはじめる1981/82年までをいう。

ウルブリヒト政権末期には、経済の歪が顕著となり、生活水準の向上は頭打ちを呈した。そのうえ、1968年「プラハの春」へのワルシャワ条約機構諸国の軍事介入が、国民の間に動揺を生み、政治全体も不安定になっていた。このような状況を一掃すべく、ホーネッカーが「経済政策と社会政策の統一」を掲げて、「国民生活優先の方針」を打ちだした⁽³⁾ことは的を射たものであったといえよう。現にその後ホーネッカーは一定の成果をあげていく。外交面では、1972年両独基本条約締結、1973年国連加盟、1975年全欧州安全保障ヘルシンキ宣言署名によって、「主権国家としてのゆるぎない国際的地位」を獲得した⁽⁴⁾。同時に内政面では、消費物資の供給、住宅建設の増加、賃金や社会保障給付の引き上げを通じて、「社会安定路線を市民に理解させる」ことに成功した⁽⁵⁾。さらに東ドイツは、国家再建の不利な環境条件や進路変更を克服して、1984年には「社会主義ブロックで最高の世界第12位経済国」に躍進す

る⁽⁶⁾。このような観点に立てば、70年代の国家体制は、それ以前に比べて、相対的に安定していたとみていいだろう。政治構造はかなり効率よく機能し、経済や国内社会政策は警鐘より希望の根拠を与えたようにも見える。しかしその反面、東ドイツの「公的空間」が国家・党の厳しい規制・操縦をうけたことも、「今日の共通認識」となっている⁽⁷⁾。あらゆる生活領域の全面的政治化を要求する体制側の公然の意志に対して、市民大半は「抵抗でなく、従順」をきめこんだ⁽⁸⁾。これが「政治的無関心」を生み⁽⁹⁾、「業績、所得、蓄財の均一な社会」をつくる要因になった⁽¹⁰⁾のを見逃すことはできない。ただ当然ながら、市民の従順な姿勢を根拠に、東ドイツが「格差のない社会」であったと一概にいいきることはできないであろう。体制側のうわべだけの統制・指導を挙げ、「日常生活には個人の行動の余地が存在した」と冷静にみる論も多い⁽¹¹⁾。

1974年から81年にかけて、東ベルリンに滞在した西ドイツ「常設代表部代表」(Ständiger Vertreter)のギュンター・ガウスは、国家指導者、教会関係者、芸術家、一般市民との交流を重ねつつ、エルベとオーデルの間を旅してまわり、発見や体験を『ドイツはいずこ』として著した⁽¹²⁾。著書の中で彼は、人々が政治的あるいは公的なものから「私的空間」に逃避して、本音の生活をおくる社会状況を、ユニークな「壁がん社会」(Nischengesellschaft)の用語で西側に紹介している。「壁がん」はもともと教会建築などに見られる立像や花を置く壁の窪みのことであり、「壁がん社会」とは市民が夫々の「壁がん」に退き、私的な行動に偏って生活する社会をいう。東ドイツ崩壊後に、この概念は研究者多くの触れるところとなったが、その考察は不十分なままである。社会主義政治文化になじまぬ現実逃避の巣穴と見られた「壁がん」を、体制がなぜ容認したのか、先行研究は明らかにしていない。

70年代の東ドイツ市民生活を伝える史料が乏しいなか、ガウスの概念は、「私的空間」を「住民と体制の一種の和解形態」⁽¹³⁾、「公的活動を避ける生活スタイル」⁽¹⁴⁾、「西側の競争社会にない連帯感が存在するところ」⁽¹⁵⁾と理解することで、追認されてきた。ところが2001年に、かつてフンボルト大学を政治的理由で退学となり、ヴェンデ最中に現代史の改革運動を始めたシュテファン

・ヴォレが、『無傷の独裁社会 東ドイツの日常と支配 1971-1989』を著した⁽¹⁶⁾ことで、風向きが変わる。ヴォレは東ドイツをジョージ・オーエルが描いた『1984』の「アンチユートピア」(Anti-Utopie) (W: 34-35) そのものと断罪してみせたのである。

本論はガウスとヴォレの対立描写を整合するために、ガウス「壁がん社会」の本質を明らかにしたうえで、「私的空間」を「公的空間」の対立極でなく、重なり合う(絡み合う)空間と観る端緒を探り、東ドイツ「私的空間」の具体的考察につなげようとするものである。

1. 浸透する「監視・不足」

東ドイツは建国以来 1989 年 5 月の地方選挙まで、民主的正統化の手段を欠いてきた。市民の体制支持を獲得することに、絶えず不安のあった社会主義統一党 (SED=Sozialistische Einheitspartei Deutschlands) 指導部は、市民の抑圧によってこれを支える必要に迫られた。執行権限をもつ秘密警察「国家保安省」(略称シュタージ=Ministerium für Staatssicherheit) はそのための機関に他ならない⁽¹⁷⁾。第三帝国のゲシュタポより、「人口割合にしてはるかに多くの非公式情報提供者 (IM=Inoffizieller Mitarbeiter) を擁する」巨大な抑圧・監視機構が築きあげられた⁽¹⁸⁾。シュタージは、「ドイツ人民警察 (Deutsche Volkspolizei) の第 5 警察署 K 5 (Kommissariat 5) から 1950 年に独立した」もの⁽¹⁹⁾で、ベルリンにその本部をおき、「14 の県行政機関 (Bezirksverwaltungen) と 217 の郡官庁・販売所官庁 (Kreis- und Objektdienststellen) を管轄する」任務を与えられた⁽²⁰⁾。SED は規模を拡大させたシュタージを、1969 年の国家保安省規約によって、閣僚評議会の一機関と位置づける。ここで明確に「国家の安全と防衛を保障する責務」が定められた⁽²¹⁾わけである。

1976 年に発令されたシュタージ中央指令には、体制反対派への人格解体措置 (Operative Maßnahme) について、「工作を受ける人間の平穏、声望、社会的威信を体系的に失墜させ、個人的弱みを利用・深化させる」という一文が

挟まれていた⁽²²⁾。その活動の「非情さ」を、シュタージの手引書が強調している。「嫌悪や回避で満足してはならない。敵に対する憎悪は斟酌の余地がないシュタージの基盤である」⁽²³⁾と。18才になるまで、シュタージの存在を知らなかったと主張する者でさえ、「日常生活の中で、監視される不安が消えることはなかった」とその恐怖を語る⁽²⁴⁾。たとえ偶然にせよ、不安が現実となって、身の危険につながることを実感していたのであろうか。「西ドイツ移住を申請した若者が監視下におかれた後、仕事を失い、悪名高い刑務所バウツェンの囚人にされた」事例⁽²⁵⁾はこのことを明らかにするかもしれない。シュタージ活動は監視される側だけでなく、監視する側も恐怖を感じたようである。「自分の言葉や認識が、人々を困難に直面させることの精神的苦痛を訴えた」IMの事例⁽²⁶⁾は、何よりの証拠であろう。体制の「非情さ」の究極は、1974年の国防評議会で、「ホーネッカーが越境逃亡者を銃で撃つよう明確に指令した」ことに見られる⁽²⁷⁾。

ナチ支配の痕跡を一掃し、新たな社会の構築を図るために、シュタージは「市民生活すべての局面の観察・調査・記録と自らの影響・管理」を徹底的に追及した⁽²⁸⁾。「伝説的なプロイセンの効率でもって、収集・集中管理されたシュタージ記録」が東ドイツ崩壊後に公開されるようになった⁽²⁹⁾。これらの記録をごく大雑把に調査するだけで、これまでの想像より、ずっと凄まじい体制犯罪の存在が暴かれている⁽³⁰⁾。

東ドイツは「現実に存在する社会主義」の下で、最も消費水準の高い国といわれる一方、一貫して「不足の社会」(Mangelgesellschaft)が続いた⁽³¹⁾。それは単に物が不足するだけでなく、商品の品質の悪さや選択の乏しさも意味する。市民の自由選挙による委託という正統性をもたぬ SED 体制は、経済業績の改善を通して、彼らの国家帰属意識を高めなければならなかった。体制側が市民の物質的な生活条件を改善する、あるいは消費生活の向上を図る限りにおいて、市民の側も体制に忠誠を誓い、その存続を容認する一種の「社会契約」ができたといえよう。消費生活重視政策の典型の一つが、必需食品のバターの価格にみられる。「1948年の国営店価格 130 マルク/kg が、1958年に

は 10 マルク/kg に固定され、1990 年まで変わることなく維持された。10 マルク/kg とは、既に 1958 年時点で製造原価を下回る⁽³²⁾のものであり、国は製造・輸送・販売コストにもならない価格で、供給していたことになる。そこにみえるのは、需給関係でなく、国家の補助をもとに予め設定した安定価格で供給される姿である。背後に市民を体制に繋ぎとめようとする SED の意図がうかがえよう。

東ドイツでは国家成立以来、消費物資の需要が供給を上回る状況は、ついに解消されることがなかった⁽³³⁾。一般に、社会主義計画経済の下で物不足が生じるのは、生産と消費の矛盾によるところが大きい。言い換えれば、「計画的生産で消費をコントロールできると考える、計画経済の根底にある想定と人々の欲求との矛盾」⁽³⁴⁾である。この矛盾のゆえに、販売店に不要な商品が大量に在庫される一方、人々が必要とする物が存在しないと、少ししか手に入らないといった状況が現れるのである。

日常生活必需物資に関わる不正の横行も、物不足の現実を物語る。1980 年にベルリンの SED 郡指導部書記は、日刊新聞の公式広告を調査し、国営商業施設幹部による横領品の販売や税関規定に違反した輸入品の転売など、1 週間で 1320 件の犯罪行為を摘発している⁽³⁵⁾。

監視と不足は日常生活の隅々にまで浸透していたと理解して良いだろう。

2. 「公的空間」から逃れて「私的空間」へ

SED 国家体制を支えた「公的空間」は、高度に組織化された社会であった。東西冷戦の最前線で成立した東ドイツが、国家を維持する体制づくりのために、1600 万余の市民を政党や大衆組織の網の目に組み込んだ事実は否定できない。SED は 1968 年憲法が謳う「指導性の原理」を盾にして⁽³⁶⁾、政府機関、軍、警察、裁判所、メディア、企業、大衆組織を独占することにこだわり続けた。また、「あらゆる階級の利害を一つの全体思想にまとめあげる」のに、「国家、社会、文化組織の中枢に党員を配置し、夫々の党組織を活用する」階

統的な人事政策が重要な役割を果たした⁽³⁷⁾。SED は全社会的な目標設定とその実現のための計画作成を行ない、これを全市民に周知させ、社会のあらゆる組織を使って執行・統制していったといえるだろう。「均質性原理」(Einheitlichkeit)のもとに、すべての教育段階を統合し、国家の政治的社會主義化が図られるのは必然の流れであった。文化関連の各省、高等技術学校、そして1967年からは科学文化省が積極的に、この社會主義化を推進していく。体制信奉の精神を育む政治イデオロギー教育、特に歴史、地理、「郷土教育」(Heimatkunde)が若い市民の陶冶の本質的な軸をなしていた。さらに、体制の目標達成を促進するために、「従業員アカデミー」(Akademiestudentenrat)の成人教育が活用された⁽³⁸⁾。

他方では、体制の思惑とは別に人々は、家庭、教会、仲間集団などの領域で、SEDの公式見解と異なる情報を得ることができた。さらに西側テレビや西ドイツの親戚から、付加的な情報源の提供もあった。そこから、彼らは体制の誇張表現が現実と一致しないことを理解するようになる。巧く注意を逃れる必要を感じた時には、公式の言葉を使う「偽りの表現儀式」に慣れるようになった。「適合させる」こと、「繕う」こと、公的には表立って反対せず、「私的な場合にのみ本音の感情を留保する」ことを学んだのである。抑圧体制のもとでの行動は、「巧く注意を逸らす」ことが第一義であった。そこから行き着くところが「二重文化、二本走路の生活」⁽³⁹⁾と呼ばれようとも、人々は「私的空間」へ逃避することを選んだ。

現実逃避的で自由な「私的空間」の存在は、社會主義国家が奉じる公式政治文化の原則と、ほとんど相容れないものであったに違いない。にもかかわらず、SED指導部がそれを容認したのは、一党体制合意の前提条件であったからである。「私的空間」への非政治的な退却が容認される限り、後見国家の要求した義務と行動が形式的に履行されたのは、驚くべきことではない。人々は国家劇場の国家劇「東ドイツ社會主義社會の発展」に、主役のSED指導者とともに出演した。国家から脇役を強制された国民俳優として、彼らは労働条件に少しでも役立つ資格を得るために、見せかけの行動力と積極性を演じてみせ

た⁽⁴⁰⁾。なにより選択肢がほとんどないなかで、SED に対し敵対的になるよりも、仲良くやっていかねばならなかったことは理解できるだろう。その反面、東ドイツの一部のウオッチャーが指摘するように、政治や「公的空間」からの退却は、個人の責務からの撤退にもつながった。「現実に存在する社会主義」の抑圧体制は「人々を大人の責務のない永遠の幼児にとどめ、従属と社会的順応主義の状況におとしめた」⁽⁴¹⁾のである。

3. ギュンター・ガウスが描く 「私的空間」——「壁がん社会」——の本質

西ドイツの実質的な大使として、70年代の東ドイツ社会を内部から観察したガウスは、「壁がん社会」の快適な生活をみて、「典型的なドイツ人」を心に留めるが、別のところでは「あまりの無知」や「偏狭さと庶民性」の雰囲気も感じている⁽⁴²⁾。確かに彼は、「各地で目にする物不足やモルタル壁が砕けた地方の老朽住宅」(G: 171-173)を指摘しているし、「怠慢、不正、賄賂、小さな犯罪」(G: 167-168)が染みついていることを否定しない。それでも、「自然と調和した牧歌的な風情のある生活」(G: 160)、西ドイツ人が失くした「家族・隣人・職場仲間らが助けあう魅力的な生活」(G: 161-165)を強調してやむことはない。東ドイツの地に入りこむほど、「年配のドイツ人に馴染みの小都市や村道・国道が重奏する、紛れもないドイツの特色が郷愁を掻きたてる」(G: 173)とまで語る。これに対してヴォレは、東ドイツの日常生活のなかに「牧歌的雰囲気の不在」(W: 129-132)、「酷い不正の現実」(W: 356-359)、「全体主義的支配の姿」(W: 252-254)をみて、ガウスの描写にことごとく厳しい批判を向ける。

では、ガウスの描く東ドイツ「私的空間」——「壁がん社会」——の本質はどこにあるのだろうか。「牧歌的風情」と「全体主義的支配」、この矛盾を解く鍵をガウスはこう暗示する、「壁がん住民は国家との暗黙の合意によって、どうすればいいかをはっきりと心得ているから、煩わされることはない。」と

(G: 168)。「壁がん」住民は「やっていいことといけないこと、喋っていいことといけないこと、行ってもいいところといけないところ、これをはっきり認識していた」と理解できよう。彼らは体制が許さぬある「一線」を踏み越えない限り、「何も怯えることなく、本音の自由な生活ができた」と解釈したい。ある「一線」を踏み越えないから、「壁がん」は「優れた生活形態であり」(G: 161)、「いやな奴も含め、すべての人々が良き人間になり」(G: 160)、「困難な生活状況が話題になることはなく」(G: 163)、「監視の圧力もなかった」(G: 169-170)とガウスが見たのもけっして驚くべきことではない。

体制が踏み越えることを許さぬ「一線」は、その明確な意志と結びついている。シュタージが人物統制作戦 (**Operative Personenkontrolle**) を発動する事例⁽⁴³⁾や、ヨアヒム・ガウクの「シュタージファイル」(**Stasi-Akten**) 調査⁽⁴⁴⁾に基づくならば、東ドイツの人間が西側の反社会主義の人間と接触し、国内に政治的反体制グループを成立させることを、体制は絶対に許さなかったに違いない。**SED** の秘中の秘である「シュタージファイル」がベルリンの壁陥落以前に、市民の目に触れることはありえなかったにせよ、そこから体制の明確な意志が伝わってくる。明確な意志は **DDR** 法からも読みとることができよう。1968年憲法第1条は「ドイツ民主共和国は共に社会主義を実現せんとする都市と農村の勤労者の政治組織」⁽⁴⁵⁾、青年法第1条は「社会主義の成果を防衛することは青年の名誉ある義務」⁽⁴⁶⁾、そして憲法27条は「総ての市民は、本憲法の諸原則に従って、意見を自由かつ公然と表明する権利を有する」⁽⁴⁷⁾と謳う。何人にも意見を自由に表明する権利は認められていたが、東ドイツの国は社会主義であり、あくまで社会主義がすべての前提であった。また幼稚園に始まり、義務教育、ピオニール団、自由ドイツ青年団 (**FDJ=Freie Deutsche Jugend**) などでは、社会主義国民意識が幾度も繰り返して植えつけられた。東ドイツのイデオロギー教育は国家・党が期待した社会主義の人間をつくることに成功しなかったという論がある⁽⁴⁸⁾。しかし市民は確信的な社会主義人間にならないまでも、社会主義以外の選択肢はないことを充分に知りえたはずである。

テン・ダイクがヴェンデの後に、ドレスデン市民から得た記憶⁽⁴⁹⁾をみてみよう。一方では、「西側への越境を試みて現実に処罰をうけた者や、移住申請後にシュタージの監視をはっきりと感じた者」がいる⁽⁵⁰⁾。体制の明確な意志に抵触したからであろう。他方では、「政治的儀式や社会主義活動への消極的態度、息子のピオニール入団拒否などでは実害を感じなかったと証言する者」がいる⁽⁵¹⁾。これらの行為は必ずしも反体制的ではないまでも、東ドイツの社会主義に背を向けるものであり、ガウクが行なった「シュタージファイル」分析からみて、本人が気づかない形の監視があったことは排除できない。このような記憶も然る事ながら、ここで注目すべきは、インタビューされた人の中に、「逃げだしたくなるほどの、堪えがたい生活は全くなかった」記憶が広がっている⁽⁵²⁾ことである。本当になかったのか、あったとしたらなぜなかったと記憶するのか。ある教師がこのことに適確に答えている。「やっといういいことといけないこと、喋っといういいことといけないこと、行っといういいところといけないところを区別する限り、何人も妨害をうけたり、トラブルに巻きこまれたり、不意にギョッとさせられることはない。」⁽⁵³⁾と。これはガウス「壁がん社会」の本質と一致する。この本質こそ、「壁がん」住民が何らかの行動を起こす際の、「無意識の縛り」であったと解釈したい。「私的空間」に逃避した住民には、体制が越えることを許さぬ「一線」が「無意識の縛り」として恐らく存在したのであろう。「一線」とは憲法第1条が謳う、「共に実現せんとする社会主義」のために堅持しなければならない「SED体制の安全」ではなかったろうか。「一線」の内側であるならば、体制への不満・批判を「公」に向けて発信しても、体制は寛容であったに違いない。ガウスの「壁がん社会」は「一線」の内側、ヴォレの「全体主義的支配」は「一線」の外側を描写したものとみれば矛盾はない。

4. 重層領域的解釈の仮説

ガウスの「壁がん社会」論は、東ドイツ特有の日常生活形態について、早い

段階から指摘したことに大きな価値がある。しかしながらガウスは、その複雑な特徴については何も明らかにしていない。日常生活の紛争と安定にとって、決定的要因である和解・妥協を見逃している。関係当局やテレビ局への請願・陳情書あるいはシュタージへの密告さえも手段に用いて、体制側の意向を確かめようとした住民の試みは考慮に入られていない⁽⁵⁴⁾。「公的空間」から「私的空間」への逃避は、エルメール・ハンキスが「東欧の第二社会論」⁽⁵⁵⁾で用いた同質対分化、中央化対非中央化、政治支配対社会経済支配、イデオロギー対非イデオロギーのように、両空間を二つの対立極と見せやすい。それでも人間集団が、両空間で明瞭に区別されることはない。両空間は異なる組織原理に支配される二つの社会存在の範囲に過ぎないのであって、人々は両方の範囲に属して日常生活を営むはずである。両空間を対立極でなく、重なりあう、相互に絡みあうものと見なければならぬだろう。

ガウスの「壁がん」描写の核心部に、「私的空間」の鍵が見える。「壁がんは社会主義の外部でなく、内部に存在する。そこは支配教義の制約が存在しない領域であるが、抵抗の拠点でもない。私への退却が党・国家の要求・許可した契約に委ねられる限り、壁がん住民には既に言及した習慣が宿る。」(G: 156-157)。ここで「既に言及した習慣」について、ガウスは具体的に示していないが、「無意識の縛り」、即ち体制が越えることを許さぬ「一線」とみていいだろう。住民が「一線」を守るなら、体制は「壁がん」の存続を暗黙裡に認めるといえる。ここからは体制側の真意は見えてこないが、そこをヴォルフガング・ベルゲムが突く。「現実逃避的な壁がんの存在は、社会主義国家の公式政治文化の指導原理とほとんど相容れないものであった。にもかかわらず、この時のホーネッカーと実利的な国家・党指導部は、非政治的壁がんの存続を排撃するどころか歓迎した。」⁽⁵⁶⁾と。「壁がん」に対する体制側の姿勢を消極的容認と捉えるガウスに対して、これを体制側の積極的歓迎と捉える解釈の一端がうかがえるのである。このように見れば、「公的空間」と「私的空間」の重層構造についての視界が広がる。筆者は重層構造を明らかにするため、ガウスの「壁がん」に、これを厳しく批判したヴォレの視点を包含させ、体制側

の歓迎姿勢を具体的に取り込む形で、

「「壁がん」は、市民が逃避した空間である、と同時に体制が市民を囲い込んで懐柔しようとした空間である」

という仮説を設定する。そしてここでは、今後の検証にとって参考となる若干の知見だけに触れておこうと思う。

「公的空間」と重なる「壁がん」の例に小菜園（**Schrebergarten**）がある。19世紀半ばに起源をもつ小菜園は、市民生活の基盤として、東西ドイツ地区で発展し、1988年の東ベルリンでは所帯の40%が所有するまでに広がった。その大半が園亭（**Laube**）を備えていて、「公的空間」から逃避した市民の「レジャーや週末活動の中心」になったとみられている⁽⁵⁷⁾。ガウスは小菜園を、「収穫期の園亭コロニーの道は、小菜園をもつ特権が与えられた隣人の散歩道である。菜園の門の脇では、バケツや籠に花、果実、野菜が積まれ、私的な取引が行なわれる。菜園の持主が国に寄付した果物や野菜のことは、[党から]西部ドイツメディアと東[ドイツ]の人々に披露される。」（G: 162-163）と描写する。小菜園「壁がん」を「公」の影響が及ばぬ「牧歌的空間」と捉える一方、その所有に特権が関与することや収穫農産物を国に寄付することにも触れている。寄付の数量について、国との間あるいは住民内部でのやりとりは、いつも麗しい善意だけのものだったろうか、紛争がありえたのではなかろうか。自由に本音の生活がおくれたはずの小菜園「壁がん」に、体制が関わっていた観は拭えない。

「社会の再生産強化」⁽⁵⁸⁾のために、国家が人財を含むあらゆる社会資源の徹底的な利用を始めて以来、家庭は人々に活力をもたらす休息の場を与えてきた。ガウスが最も基本的な「壁がん」と呼ぶ家庭では、楽しい団欒に加えて、西側ラジオ・テレビの盗聴が行なわれた。東ドイツテレビ番組アクチュエレカメラ（**Aktuelle Kamera**）のニュースには、政治的メッセージが氾濫し、現実との乖離が大きいことに嫌気をさした住民は、西側テレビを注視した⁽⁵⁹⁾。西側テレビの視聴は公式には禁止されたが、党・国家はこれを阻止する手段を確立できず、1988年には盗聴が恒常化するまでになった（W: 106-107）。住

民のなかには、「毎晩観る西側テレビニュース番組の〔周波数の〕指標として使った時計〔の針の位置〕を、翌日の学校で先生は子どもに書かせた。」と回顧する人がいる⁽⁶⁰⁾。家庭さえも安心できる存在ではなかったのだろうか。この限りでは、教師が生徒を誘導して親の「西側テレビ」盗聴を調べ、シュタージへの密告に利用することはありえたのである。

仮説とこれらの知見をつなげば、「公的空間」と「壁がん」について図のような重層構造のイメージがみえてくる。

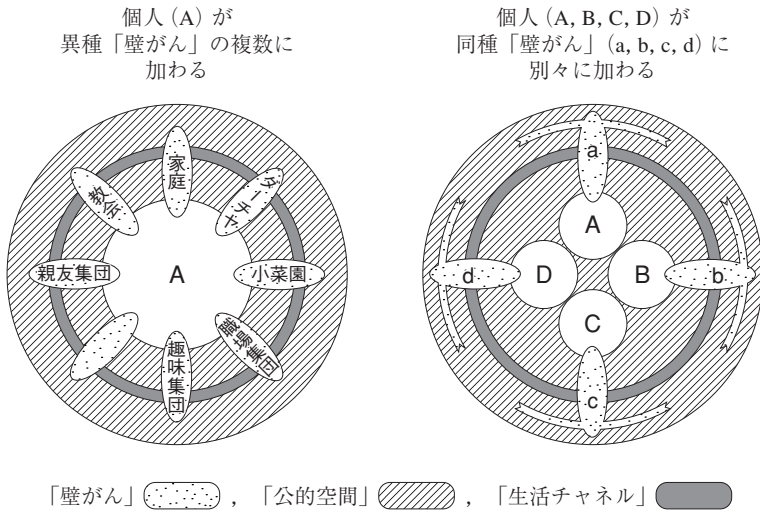


図 「公的空間」と「壁がん」の重層構造

イメージ図の各要素の大きさは、ここで何ら意味をもたない。住民個々人、「公的空間」、各種「壁がん」、「生活チャネル」、これらの相関関係だけを示している。すべての「壁がん」は「公的空間」とオーバーラップする。住民は好きな「壁がん」に自分の意志で加わり、「公的空間」内部に根をおろした「非合法あるいは半ば合法化した生活チャネル」を利用するという構図である。東ドイツの「壁がん」住民は必要に応じて、「生活チャネル」をいろいろ開発していった。特有の合法性を発揮する「ビタミン B」(Vitamin B) がいたる所

に生れた事例は枚挙に遑がない⁽⁶¹⁾。また「社会主義に、市場要素を組み込んだ不足物資の闇市場」が活況を呈したともいわれる⁽⁶²⁾。西ドイツ通貨 DM の裏経済、テレビに代表される西側メディアもこの「チャンネル」に該当するだろう。敢えて住民に恐れられたシュタージを「チャンネル」に含めるのは、住民側から体制側に向けての橋渡しの利用を想定したからである。暗黙の合意の範囲なら、体制と住民の間に対立が生じなかったことはともかく、何よりも「壁がん」と「壁がん」の繋がりを体制側は絶対に認めなかったであろうということが重要である。体制は住民を小さな「壁がん」に囲い込み、「一線」を越えさせない範囲で、彼らの「非合法的な生活チャンネル」さえ認めて懐柔する、それが仮説の後半を意味する。

おわりに

東ドイツは抑圧的な独裁政権の国家に違いなかった。そのために統一ドイツの大衆討議では、道徳主義の面から、東ドイツは不正国家、あるいは法の支配をはるかに越えて活動する国家と簡単に片づけられてきた。東ドイツ崩壊と「シュタージファイル」公開の結果、友人・隣人に対する密告をとりあげた大衆向け刊行物の暴露の波が、何らかの手段で権力機構に巻き込まれたすべての人々の悪魔化を導いた。「犠牲者」が「圧制者」に向き合わされ、善の勢力が悪の勢力に対峙した。それでも、アルミン・ミッターらは述懐している。「東ドイツ市民はまったく異なる国で暮らしてきたという印象を時にうける。一方には抑圧、服従、監視、貧弱な供給、自由に対する無数の制限、くだらぬ誠意のない SED のプロパガンダ、幼稚園から大学までの [イデオロギー] 教育システムを思い起こす人がいる、他方には仕事の保障、個人福祉、国家保障の託児所、低家賃、価格 5 ペニツヒのロールパンを思い出す人がいる。」⁽⁶³⁾と。

東ドイツを黒か白として描写するものの多くは、独裁制を単純に圧制者と犠牲者、支配者と被支配者のように類別しがちである。東ドイツが結局は、権力に基礎を置いたということの論争は終わっている。この事実の再現よりもはるか

に興味のもてることは、独裁制がいろいろな手段で人々を仲間に入らせるのに成功しただけでなく、生活のすべての領域に効率よく触手を広げるのに失敗したと認識することである。社会に政治的権力を貫徹させようとする SED は、社会に足枷をはめねばならなかったが、同時に社会自体がダイナミックに発展し、近代化することを望むならば、「社会的自立の余地を開放しなければならなかった」⁽⁶⁴⁾のである。

東ドイツの独裁的管理には種々の限界があり、体制と市民の間には相互作用があった⁽⁶⁵⁾。つまり、社会組織の底辺レベル—工場現場、作業班 (Brigade)、仲間サークルなど—の小さな世界に限られるにせよ、体制が完全には管理できない「利害発言が可能な空間」という意味での、東ドイツ「私的空間」が少なくとも存在した⁽⁶⁶⁾。だとするならば、この「空間」は、体制と市民間の内々の交渉までも制限されるような「孤島」ではなく、「体制と市民の非暴力的共存の場」と考えてよいだろう。

本論で提言した「公的空間」と「私的空間」の重層領域的解釈に関する仮説を検証することについては、いずれ稿を改めて取りあげることにした。

注

- (1) H. Weber, *Die Geschichte der DDR. Versuch einer vorläufigen Bilanz*, in: *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, 1993, S. 195–203.
- (2) *ibid.*, S. 195.
- (3) 成瀬 治編, 斎藤 哲『ドイツ史』山川出版社, 1997年, 495頁。
- (4) W. Benz, *Deutschland seit 1945. Entwicklungen in der Bundesrepublik und in der DDR*, München, 1990, S. 86–98.
- (5) T. Gensicke, *Mentalitätswandel und Revolution*, in: *Deutschland Archiv*, 1992, S. 1266–1283. 1977~78年にSED中央委員会直属社会科学アカデミー社会学研究所 (Institut für Soziologie der Akademie für Gesellschaftswissenschaften beim ZK der SED) が実施した、無作為抽出調査 U 77 (母集団: 5,712名, 平均年齢: 37.6才, 職業構成: 労働者, 職員, 農民, 自営業者ほか) によれば, 労働条件, 賃金・年金, 物質的充足に関する政策を, 被験者の絶対多数が好意的に評価している。そこには1987年実施の同種調査 SD 87に現れる批判的なものはない。

- (6) 東ドイツ経済については、例えば S. Frowen, “The Economy of the German Democratic Republic”, in: D.Childs (ed.), *Honecker's Germany*, London, 1985; I. Jeffries and M. Melzer (eds.), *The East German Economy*, London, 1987. を参照。
- (7) D. Pollack, Die konstitutive Widersprüchlichkeit der DDR, Oder; War die DDR-Gesellschaft homogen? in: *Geschichte und Gesellschaft*, 1998, S. 113–114.
- (8) S. Meuschel, *Legitimation und Parteiherrschaft in der DDR. Zum Paradox von Stabilität und Revolution in der DDR 1945–1989*, Frankfurt a M., 1992, S. 319. この政治的関与を避けようとする欠陥を、モイシエルは社会情勢がもたらす政治的未熟さに結びつけ、結局は DDR 社会の死滅 (Absterben der DDR-Gesellschaft) を招いたといいきる。
- (9) J.Yoder, *From East Germans to Germans?*, 1999, p. 51.
- (10) S. Meuschel, Revolution in der DDR, in: I. Spittman u. G. Helwig (Hg.), *Die DDR auf dem Weg zur deutschen Einheit. Problem, Perspektiven, offene Fragen*, Köln, 1990, S. 5.
- (11) 例えば R. Jessen, Die Gesellschaft im Staatssozialismus. Probleme einer Sozialgeschichte der DDR, in: *Geschichte und Gesellschaft*, 1995, S. 96–110.; H. Solga, Klassenlagen und Soziale Ungleichheit in der DDR, in; *Aus Politik u. Zeitgeschichte*, B 46/1996, S. 18–27. 参照。
- (12) G. Gaus, *Wo Deutschland liegt: Eine Ortsbestimmung*, Hamburg, 1983. ガウスのこの著書を引用した頁、例えば 100 頁は (G: 100) として本文中に示している。
- (13) D. M. Keithly, *The Collapse of East German Communism: The Year the Wall Came Down*, Westport, 1992, p. 52.
- (14) P. Jackson (ed.), *DDR-Das Ende eines Staates*, London, 1994, pp. 14–15.
- (15) M. Fulbrook, *History of Germany*, Oxford, 2002, pp. 249–250.
- (16) S. Wolle, *Die heile Welt der Diktatur. Alltag und Herrschaft in der DDR 1971–1989*, Berlin, 2001. ガウスの「壁がん」は「DDR の一員でないからこそできる描写であり、彼は 18 世紀の旅人のように、羽根飾りの帽子、剣、レースシャボをつけて、余分なものすべて奪われ、身ひとつの状態を恥ずかしいと思わぬ新世界住民の前に立ったのだ」と皮肉をこめて批判する。ヴォレのこの著書を引用した頁、例えば 100 頁は (W: 100) として本文中に示している。
- (17) P. Siebenmorgen, “Staatssicherheit” der DDR. *Der Westen im Fadenkreuz der Stasi*, Bonn, 1993, S. 62–72.
- (18) J. Giesecke, Die hauptamtlichen Mitarbeiter des Ministeriums für Staatssi-

- cherheit, in: M. Judt (Hg.), *DDR-Geschichte in Dokumenten. Beschlüsse, Berichte, interne Materialien und Alltagszeugnisse*, Berlin, 1998, S. 439. 1950年に約1,000人でスタートした専任メンバーは、外政の発展と関係なく増加を続け、1957年に14,000人、1973年に52,000人を超え、1988年には最終的に91,015人となった。IMは、発足時の約10,000人から最終的には174,000人となり、そのネットワークをシュタージは意のままにした。
- (19) J. Gutsche, *Erinnerungen vom 28. August 1961*. in: Judt, *op. cit.*, S. 465.
- (20) Judt, *op. cit.*, S. 438.
- (21) *Statut des Ministeriums für Staatssicherheit der DDR vom 30. Juli 1969*, in: Judt, *op. cit.*, S. 467–468. 1969年7月30日付DDR国家保安省規約は、第1条でシュタージが保安・司法機関として「国家の安全と防衛を保障する」と義務づけ、第2条で具体的な任務を「国家機関、特に国防省、内務省との共同作業のもと、固有の手段・方法で国境を防衛し、DDR税務機関参入のもとに、越境往來の安全を守ること」と定めている。
- (22) *Schreiben des Rates des Bezirkes Karl-Marx-Stadt vom 22. Mai 1981 an das Ministerium für Volksbildung*, in: Judt, *op. cit.*, S. 472.
- (23) S. Suckut (Hg.), *Das Wörterbuch der Staatssicherheit. Definitionen zur "politisch-operativen Arbeit"*, in: Judt, *op. cit.*, S. 476–477.
- (24) E. A. Ten Dyke, *DRESDEN. Paradoxes of Memory in History*, New York, 2001, p. 183.
- (25) *ibid.*, pp. 183–184.
- (26) *Erfahrungsberichte von IM über ihren Einsatz in Operativen Vorgängen*, in: Judt, *op. cit.*, S. 476.
- (27) *Erich Honecker auf der 45. Sitzung des Nationalen Verteidigungsrates vom 3. Mai 1974 zum Tagesordnungspunkt 4: Bericht über die Lage an der See-grenze*, in: Judt, *op. cit.*, S. 468–469. 『疑問の余地のない射撃が保障されねばならない』と題した討議のなかで、エーリッヒ・ホーネッカーは、「国境突破の企てに際して、引き続き銃器の仮借なき使用がなされなければならない、そして銃器を首尾よく使用した同志は表彰されるべきである」と言明している。東ドイツ体制崩壊後、最高権力者ホーネッカーの罪が指弾されるなかで、彼の直接指示があったことを明確に示した有名な文書である。
- (28) *Wolle, op. cit.*, S. 249–253. 日常生活の現実へと発展していく恐怖の幻影は、「国家公安局が全国土の上に巨大な蛸のように横たわり、その吸盤はまったく人目のつかない社会の隅っこにまで達した」と表現されている。
- (29) S. Heym, *Der Winter unseres Mißvergnügens. Aus den Aufzeichnungen des OV Diversant*, München, 1996, S. 14. シュタージ文書を調査したハイムは、そ

の感想を、「我々はガラスの下で暮らしてきた、ひとまとめに突き刺され、足をバタバタしたどの甲虫も自分に加えられた危害に気づき、詳しい理由を知ることになった」と語る。

- (30) T. G. Ash, *The File. A personal History*, London, 1997. (今枝麻子『ファイル - シュタージとぼくの同時代史』みすず書房, 2002年。) 東ドイツの人間と西側の人間の接触(ここでは恋人関係)が, シュタージ用語でいうところの OPK (人物統制作戦) の完全な対象となったのは, アッシュ自身の体験でもあった。
- (31) A. Kaminsky, *Konsumpolitik in der Mangelwirtschaft*, in: C. Vollnhals, J. Weber (Hrg.), *Der Schein der Normalität. Alltag und Herrschaft in der SED Diktatur*, München, 2003.
- (32) E. Ebert, *Einkommen und Konsum im Prozess der Transformation*, in: Judt, *op. cit.*, S. 192.
- (33) A. Kaminsky, *op. cit.*, S. 38.
- (34) ウルブリヒト時代の「不足の社会」については, 斎藤 哲「東ドイツにおける消費生活の変化——ウルブリヒト時代——」(『明治大学政経論叢』, 2004年)を参照。
- (35) Wolle, *op. cit.*, S. 356-359. 国営販売所所長代理が職権を利用して, 芝刈り機, ボールマシン, コンクリートミキサーなどの家庭工具類多数を横領・販売したとか, あるいは学校の体育教師が数百着に及ぶ革ジャケットの違法輸入品を買占め, それを転売して多額の利益を得たなど, 公職者が関与した事例が多い。
- (36) H. Roggemann, *Die Verfassung der DDR*. 1970, S. 214.
- (37) 山田 徹『東ドイツ体制崩壊の政治過程』日本評論社, 1994年, 23-64頁。
- (38) Yoder, *op. cit.*, p. 47.
- (39) *ibid.*, p. 52. SED 国家の「不愉快な押しつけ」に対して無抵抗で「壁がんに」退却することを, 東ドイツ庶民特有のものと考えないヨーデルは, そこに平凡なドイツブルジョワのビーダーマイヤー的特性である伝統的ドイツ政治文化(従順, 秘密主義, 政治的無関心)をみてとる。
- (40) W. Bergem, *Tradition und Transformation. Eine vergleichende Untersuchung zur politischen Kultur in Deutschland*, Opladen, 1993, S. 238-239. 原則の信奉を恒久的に表明しなければならない姿は, 決して固有のものではない一種の精神的奇形ととらえる。
- (41) H-J. Maaz, *Behind the Wall: The Inner Life of Communist Germany*, New York, 1995, p. 239. ドイツ語の表現は *Gefühlstau* (感情の封鎖) であって, 数十年に及ぶ家父長主義的, 抑圧的統制がもたらした特殊な感情障害という。
- (42) 木村明夫「ドイツ民主共和国における「壁がんに社会」の変容」(『関学西洋史論集』27) 2004年, 56-59頁。

- (43) L. Wawrzyn, *Der Blaue. Das Spitzelsystem der DDR*, Berlin, 1990, S. 113–114. 東ドイツの人間が西側の人間と接触する場所として、(DDR 領内の) 西ベルリンと西ドイツを結ぶトランジットの休憩所が特にマークされる。人物統制作戦は、選挙結果についての関係官庁宛匿名レター発信や、外国人と恋人の関係になる場合(注30のケース)などに発動されることが示されている。
- (44) J. Gauck, *Die Stasi Akten. Das unheimliche Erbe der DDR*, Hamburg, 1991, S. 61 f. シュタージの手の届きにくい領域(教会, 文学, 青年といった総じて批判的グループ)こそ標的にするよう喚起している。
- (45) Roggemann, *op. cit.*, S. 214.
- (46) Staatsverlag der DDR, *Verfassung und Jugendgesetz*, Berlin, 1984. (東中野修道訳)
- (47) Roggemann, *op. cit.*, S. 222.
- (48) W. Schubarth, *Historisches Bewußtsein und historische Bildung in der DDR zwischen Anspruch und Realität*, in: W.Friedrich, *Jugend in der DDR*, Leipzig, 1991, S. 27–38. ライプツヒ青年問題中央研究所(ZIJ)は約2,000人の生徒, 見習い, 学生, 若年労働者を対象にした1988年の調査から, 青年の歴史意識のなかに, 社会主義イデオロギーからの離反の増大, DDR および DDR 歴史からの隔たり, 無関心とニヒリズムの出現, 攻撃欲, 非合理主義, 狂信主義の発生をひきだしている。
- (49) Ten Dyke, *op. cit.* 1991–92年にザクセン州ドレスデン地区に住む年令, 教育背景, 政治信条, 社会階級の異なる約100人を対象に行なった豊富な聞き取り調査である。
- (50) Ten Dyke, *op. cit.* p. 184.
- (51) *ibid.*, pp. 196–197.
- (52) *ibid.*, pp. 187–188.
- (53) *ibid.*, p. 181. インタビューされた教師の記憶をテン・ダイクは次のように英訳している。
- “Eigenartigkeit” of the DDR people ; The underlying notion is that as long as all people know what they may and may not do, or say, or where they may and may not go, no one need be disturbed, troubled or, frightened by the unexpected.
- (54) J. Z. Madarász, *Conflict and Compromise in East Germany 1971–1989*, New York, 2003, pp. 58–59. いかなる市民も社会規定, 公式政策の現実, 制度からうける疑問を, 必要であれば, SED 書記長にさえ提起することができたという。
- (55) E. Hankiss, “The Second Society. Is there an Alternative Social Model Emerging in Contemporary Hungary?” in: *Social Research*, 1998, pp. 20–22.

- (56) Bergem, *op. cit.*, S. 238. 著者の示した原文は次の通りである。

Das eskapistische Nischendasein war mit den Leitsätzen der offiziellen politischen Kultur des sozialistischen Staates kaum zu vereinbaren. Dennoch hat die in diesem Punkt pragmatische Staats- und Parteiführung unter Erich Honecker das Bestehen der unpolitischen Nischen eher begrüßt als verurteilt.

- (57) A. Staab, *National Identity in Eastern Germany*, London, 1998, p. 105.

- (58) C. Lemke, *Political Socialization and the "Micromillieu". Toward a Political Sociology of GDR Society*, London, 1991, pp. 66–68.

- (59) Staab, *op. cit.*, pp. 105–108.

- (60) Ten Dyke, *op. cit.*, p. 168.

- (61) 例えば, J. R. Zatlin, "The Vehicle of Desire: The Trabant, the Wartburg and the End of the GDR", in: *German History*, 1997, p. 378; M. Diewald, "Kollektiv", "Vitamin B" oder "Nische"? Persönliche Netzwerke in der DDR, in: Huinink u. a., *Kollektiv und Eigen-Sinn*, Berlin, 1995, S. 223–260. ビタミン B とはコネを意味する *Beziehung* の頭文字 B と, 生存に必須である栄養素ビタミンをもじって揶揄された言葉である。一般市民のみならず特権階級にとっても, 求める物資・サービスが手に入らぬ時の特効薬としてあらゆる種類のビタミン B が使われた。

- (62) Jessen, *op. cit.*, S. 104.

- (63) A. Mitter u. S. Wolle, *Untergang auf Raten. Unbekannte Kapitel der DDR-Geschichte*, München, 1993, S. 7.

- (64) D. Pollack, *op. cit.*, S. 116–117.

- (65) C. Ross, *The East German Dictatorship. Problems and Perspectives in the Interpretation of the GDR*, London, 2002, pp. 48–53.

- (66) T. Lindenberger, "Everyday History: New Approaches to the History of the Post-War Germanies", in: C. Klessmann, *The Divided Past. Rewriting Post-War German History*, New York, 2001, pp. 52–53.